

平成29年度特別交付税（市町村分）の概要

平成30年3月22日
市町村課

平成29年度特別交付税の3月交付額が3月20日（火）に決定され、3月22日（木）に交付されました。

本県市町村分の交付状況は、次のとおりです。

1 交付額

平成29年度特別交付税の3月交付額は177億18百万円であり、12月分と合わせた今年度交付総額は261億8百万円となりました。

昨年度は、平成28年熊本地震関連の財政需要が多く、大幅な増額となったことから、今年度は113億94百万円（▲30.4%）の減となっています。

ただ、通常ベースといえる平成27年度との比較では、37億61百万円（+16.8%）の増となっています。

（単位：百万円、%）

区 分	交付総額			伸 率	
	H29年度 ①	H28年度 ②	H27年度 ③	H28比増減率 (①-②)÷②	H27比増減率 (①-③)÷③
大都市分	3,363 (1,570)	8,188 (1,533)	2,431 (1,284)	▲58.9 (▲2.4)	+38.4 (+22.3)
都市分	13,771 (10,878)	15,896 (10,770)	13,754 (10,939)	▲13.4 (+1.0)	+0.1 (+0.6)
町村分	8,974 (5,270)	13,418 (5,888)	6,162 (4,348)	▲33.1 (▲10.5)	+45.6 (+21.2)
合 計	26,108 (17,718)	37,502 (18,190)	22,347 (16,571)	▲30.4 (▲2.6)	+16.8 (+6.9)

※ 表中の（ ）書きは、交付総額のうち3月交付額です。

※ 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合があります。

2 3月交付額のうち主な算定項目

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 経営体育成支援事業（熊本地震分） | 31億円 |
| (2) 地域公共交通確保維持 | 22億円 |
| (3) 中長期職員派遣 | 6億円 |
| (4) 定住自立圏構想推進 | 5億円 |
| (5) 浄化槽設置整備事業 | 5億円 |

〔特別交付税のあらまし〕

1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額

2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定・交付。(地方交付税法第15条第2項、16条第1項)

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。(地方交付税法第15条第3項)

第1回目 12月中に決定・交付(総額のおおむね1/3以内)

第2回目 3月中に決定・交付

(参考) 12月分においては、災害関係経費等早期に交付することが必要なもの及び12月時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付している。

3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省令の定めるところにより算定する。(地方交付税法第15条第1項)

- (1) 普通交付税の算定に用いる基準財政需要額(普遍的なものを標準的水準でとらえている)の算定方法によっては補そくされなかった特別の財政需要があること。
(例: 災害、干・冷害、市町村合併関連)
- (2) 基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。
(例: 法人税割修正)